福岡市 Well-being＆SDGs 登録制度：マスター

事業者名	TOPPAN 株式会社
代表者名	齊藤 昌典
所在地	東京都台東区台東１丁目５番１号
市内拠点所在地	（所在地が市外の場合のみ記載） 福岡市中央区薬院 1-17-28（TOPPAN（株）西日本事業本部 九州事業部）
業種	-
電話番号	092-722-2000
ホームページ	https://www.toppan.com/ja/

Well-being 向上に向けた取組み	スマートワーク勤務、リモートワーク勤務、マルチシフト勤務を制度として整え、従業員の多様な働き方に対応するために適宜活用している。また、働く環境面においてもモバイルパソコン配備等、多様な働き方をフォローできる体制を構築している。		
アンケート実施	○	**アンケートの社内共有**	○

SDGs達成に向けた取組みチェックシート

カテゴリ	チェック項目	3側面該当			具体的な取組	関連する主なSDGs																
		環境	社会	経済		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人権・労働	**【ダイバーシティ経営の促進】** ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等)が、十分に活躍できる環境が整備されている。		○	○	ダイバーシティマネジメントの実現として、2030年度を目標に仕事と育児の両立支援(はぐぐみプログラム)を実施しており、多様な人材が長く働き続けられる企業風土づくりに取り組んでおります。 はぐくみプログラム・・①育児休業中の社員ケア②仕事と育児の両立に関するノウハウの共有③立場を超えて両立について学び、考える機会の共有					○			○		○							
人権・労働	**【多様な働き方の促進】** ・テレワーク制度の実施やフレックスタイム制、時差出勤制度を導入し柔軟な勤務形態をとっている。 ・ワークライフバランスを推進している。		○	○	スマートワーク勤務、リモートワーク勤務、マルチシフト勤務を制度として整え、従業員の多様な働き方に対応するために適宜活用している。また、働く環境面においてもモバイルパソコン配備等、多様な働き方をフォローできる体制を構築しています。					○			○		○							
人権・労働	**【人権の尊重】** ・ハラスメントの防止など人権が尊重された職場づくりのため、ルールが定められ、教育・相談体制が整備されている。		○	○	弊社労働組合と「ハラスメント防止に関する労使協定書」(以下、本協定)を2020年4月2日(木)に締結しました。本協定では、ハラスメントのない快適な職場環境の実現に、労使一体となって努力することを確認しているほか、各種ハラスメントの定義、ハラスメント防止に向けた方針の明確化、周知・啓発活動の内容、不利益取り扱いの禁止などを明文化しました。さらに、ハラスメントの相談窓口を整備するとともに、内部通報制度「グループ・ヘルプライン」の利用についても本協定の中で言及しており、防止効果を更に高めています。					○			○		○						○	
人権・労働	**【従業員の心と体の健康への配慮】** ・長時間労働の是正に取り組んでいる。 ・従業員のメンタルヘルスを良い環境で維持できるように対策に取り組んでいる。 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる。		○	○	・ 労働時間適正化に向けた諸施策の展開 ・ スマートワーク勤務制度、変形労働時間制など、柔軟な勤務が可能となる働き方の整備 ・ 就業管理システムを用いたきめ細やかな労働時間管理 ・ 月中の残業状況についてのアラートの発信 ・ PC への画面表示など、日々の長時間労働抑制ツールの導入検討 ・ 生産性向上に向けた諸施策の展開 ・ 定時退社日の設定、朝方勤務の励行 ・ シェアオフィスの有効活用 ・ スマートデバイスツールや全社管理システム導入 ・ スタッフ部門を中心とした RPA 化業務の展開			○		○			○									
人権・労働	**【人材育成】** ・従業員に適切な能力開発、教育訓練の機会を提供している。 ・職場体験やインターンシップの受入れ等、職業の学びの場を提供している。		○	○	人財の開発・育成にあたっては、本社人事労政本部人財開発センターが、各部門の人財開発担当と連携して、教育プログラムを開発し、有機的な人財開発プログラム体系を構築しています。この人財開発体系を「トッパンユニバーシティ」として提示し、基礎・専門プログラム、リーダープログラム、自己啓発プログラムの3つの枠組みでスキルアップ、キャリアアップを支援するとともに、リーダーの育成を推進しています。また、次世代型人財育成(人財開発ラボ)を通じて、トッパンならではの「豊かで美しい感性」を持った人財を育成することで、新たな価値創造を実現しています。				○	○			○	○								
環境	**【廃棄物・有害化学物質の管理、3Rの推進】** ・廃棄物・有害化学物質の管理を適切に行い、また削減に努めている。 ・リデュース、リユース、リサイクルの推進を行っている。	○	○	○	弊社では化学物質による環境負荷の低減に向けて、化学物質の使用量削減に取り組んでいます。具体的には、PRTR指定化学物質の中から優先的に削減に努める物質・用途を定め、使用量の削減とより安全な物質への代替を進めています。また、各事業所においては化学物質の管理手順を定めることで、適切な管理を実施しています。 購入する材料、資材に対しては、国内外の化学物質に関する規制、法制に基づく原材料に対する禁止、制限物質リスト「原材料含有化学物質管理基準」を設けており、すべてのサプライヤーにこのリストに基づく化学物質管理を要請しています。このリストは定期的に見直しを行い、管理を行っております。			○			○					○	○		○			
環境	**【温室効果ガスの排出削減】** ・省エネルギーや再生可能エネルギーの利活用など、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	○		○	弊社が設定した2030年までの温室効果ガス削減目標が、国際的な環境団体「SBT(Science Based Targets) の認定を取得しました。 「SBT」とは、産業革命時比の気温上昇を2℃未満に抑える温暖化対策の国際ルール「パリ協定」達成のために、企業が科学的根拠に基づいた中長期の温室効果ガス削減目標を設定する取り組みです。今回、グループ全体での温室効果ガス削減目標をScope1(自社での燃料の使用や工業プロセスによる直接排出)+Scope2(自社が購入した電気・熱の使用に伴う間接排出)で2030年までに2017年比で30%削減、Scope3(サプライチェーンを含む事業活動におけるその他の間接排出)で2030年までに2017年比で20%削減に設定しました。事業所や工場におけるエネルギー使用の合理化、持続可能な資源の利用、廃棄物排出量の削減など、目標達成のための取り組みをサプライチェーン全体で推進していきます。							○					○	○				
環境	**【生物多様性、天然資源への配慮】** ・自社活動が生物多様性や生態系にどのような影響を与えるか確認して、持続可能な活動となるよう取り組んでいる。 ・天然資源の持続的利用に配慮した調達を行っている。	○		○	弊社では生物多様性保全を推進するため、2010年4月に「生物多様性に関する基本方針」を制定しています。また、具体的な取り組みを推進させるため、「森林資源の持続可能な利用に配慮した用紙調達ガイドライン」を2011年9月に定めています。直接の保全活動は大きく2つの形で推進しています。ひとつは事業所内生物多様性保全で、外部の専門家を交えて敷地内の保全活動を社員とその家族で行っています。もうひとつが事業所外生物多様性保全で、事業所近郊で開催され環境NPOや自治体主催の活動に社員、その家族が参加するものです。このように社員だけでなく多くのステークホルダーと活動を進めています。国内すべての事業所が、生物多様性保全活動に取り組むことを目標としています。						○						○	○	○	○		
環境	**【水資源の有効活用】** ・自社の水の利用状況を適切に管理し、水の有効利用や節水に努めている。	○			間伐材による水資源の保護効果をモデル化し、東京都市大学 伊坪徳宏教授の監修のもと算出手法を確立しました。これにより、間伐材を使用した製品における、原材料調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルまでライフサイクル全体で消費する水の量(ウォーターフットプリント)の算出が可能となります。なお算出手法の活用第一弾として、間伐材を含む国産材を30%以上使用している、凸版印刷の紙製飲料容器「カートカン」で水資源の保護効果を評価しました。今回、間伐材使用による森林保護効果として、水の蒸発散の抑制と地下水を養う(かん養)面から算出、カートカン1本あたりで水資源0.78リットルの保護効果があることが明らかになりました。						○											
製品・サービス	**【製品・サービスの安全性】** ・自社の製品・サービスの安全性や品質を確保するための仕組みを構築している。		○	○	当社は、平成7年7月の「製造物責任法」の施行を契機に、製品の安全管理についての基本理念および指針を制定し、平成19年5月の「消費生活用製品安全法」の改正を受け、これらを見直し、CSR(企業の社会的責任)、並びに内部統制システムの一環として、製品の安全対策を推進してきました。平成21年6月の「消費者安全法」の施行を受け、製品の安全管理に関する活動を実施してきており、今後も継続していきます。			○									○					
製品・サービス	**【社会課題解決】** ・社会課題の解決を意識した事業運営に取り組んでいる。 ・地域、大学、NPO、行政など多様な主体とのパートナーシップにより、社会課題を解決する製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる。	○	○	○	印刷を通じ培ってきた「情報をわかりやすく正確に伝達する技術」を独自に進化させIoTをはじめ「最先端の映像表現」「情報プラットフォーム」などさまざまな領域において、その技術・ノウハウを活かし、事業を展開しています。 ソーシャルイノベーションセンターは、高度化する社会課題の解決に必要な機能をワンストップで提供。 研究実証事業などのノウハウを集積し、産官学のネットワークと共創しながら「観光振興」「地域活性化」「医療・ヘルスケア」など、持続的な社会の基盤づくりに貢献しております。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公正な事業慣行・組織体制	**【個人情報保護】** ・個人情報を適切に管理している。		○		個人情報保護方針 1. 私たちは、個人の尊厳を重んじ、個人情報に関する法令、国が定める指針及びその他の規範と社会秩序を遵守のうえ、社内の規程類に則り、当社が取り扱う個人情報の保護に努めます。2. 私たちは、当社の事業内容及び規模を考慮して、公正かつ適法な方法で個人情報を取得、利用及び提供し、目的外利用を行わないための具体的な措置を講じます。3. 私たちは、当社が取り扱う個人情報について、不正なアクセス又は滅失、毀損、改ざん、漏えい等の危険を深く認識し、必要かつ合理的な安全対策を講ずるとともに、問題が発生した場合は、適切かつ速やかに対処し是正します。4. 私たちは、当社が取り扱う個人情報に関する問い合わせ窓口を設置し、ご本人さまから苦情及び相談等の問い合わせを受けた場合は、真摯に対応し、適切かつ遅滞なくこれに対処します。5. 私たちは、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、かつ継続的改善を行います。																○	
公正な事業慣行・組織体制	**【法令遵守】** ・法令遵守の考え方が社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みが整備されている。		○		弊社では、行動指針の徹底こそがコンプライアンスの実践であると考えています。その柱となるのが、「行動指針推進リーダー制度」であり、行動指針担当役員の下、各職場の行動指針推進リーダーを中心として、日常業務レベルで行動指針の浸透・徹底を図っています。行動指針推進リーダーは毎年度改選をし、2020 年度は、グループ全体で712 名の行動指針推進リーダーが選任され、そのうち女性は98名(13.8%)、2004年度の制度導入開始から現在までのリーダー数は、のべ11,132 名となりました。																○	
公正な事業慣行・組織体制	**【内部管理体制】** ・経営理念及び経営目標の社内への共有が行われている。			○	当社は以下のとおり当社および子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を決定しております。 業務執行に関する体制 (1)当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (3)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制 (4)当社および子会社の損失の危険に関する規程その他の体制 (5)当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (6)当社および子会社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (7)その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 監査に関する体制 (1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項 (2)監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項 (3)監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (4)取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (5)子会社の役員および従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制 (6)監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制 (7)監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制								○	○								○
公正な事業慣行・組織体制	**【事業継続、事業承継】** ・事故や災害などの発生のおける事業継続計画を立案している。 ・事業承継に関する検討・対策を行っている。	○	○	○	弊社では、は事業継続計画(BCP/BCM)の策定とマネジメントに取り組むことで、事業活動の中断をミニマム化し、お客さまへの製品の供給責任を果たしてまいります。事業継続に関しては、様々なリスク要因が想定されるなかで、トッパングループは震災を対象とした事業継続活動を中心に取り組んでいます。 ■震災対策基本計画の策定 ■事業継続計画(BCP/BCM)の取り組み ①事業継続基本計画書と行動手順の策定 ②事業継続マネジメント(BCM) ※事前対策/教育・訓練									○		○		○			○	